

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区条例第 2 9 号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年 3 月練馬区条例第43号）の一部をつぎのように改正する。

第11条第 2 項第 2 号中「85,490円」を「90,790円」に改め、同項第 4 号中「42,700円」を「45,400円」に改める。

第25条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

別表学校医および学校歯科医の補償基礎額の項中

「

14,175円	14,175円	16,467円	17,496円
---------	---------	---------	---------

を

」

「

14,397円	15,198円	17,259円	17,937円
---------	---------	---------	---------

に改める。

」

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第11条第 2 項第 2 号および第 4 号ならびに第25条の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償および葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償および葬祭補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項第2号および第4号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）、旧条例第25条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）ならびに旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。